

自動車事故被害者救済施策等について

令和2年3月

国土交通省自動車局保障制度参事官室

自動車損害賠償保障制度の概要

目的

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づき、自動車事故の被害者が保険金による損害賠償を確実に得られるよう、自動車を運行の用に供する際に損害賠償責任保険（共済）の契約の締結を義務付ける等の措置を講じることにより、被害者の救済を図るもの。

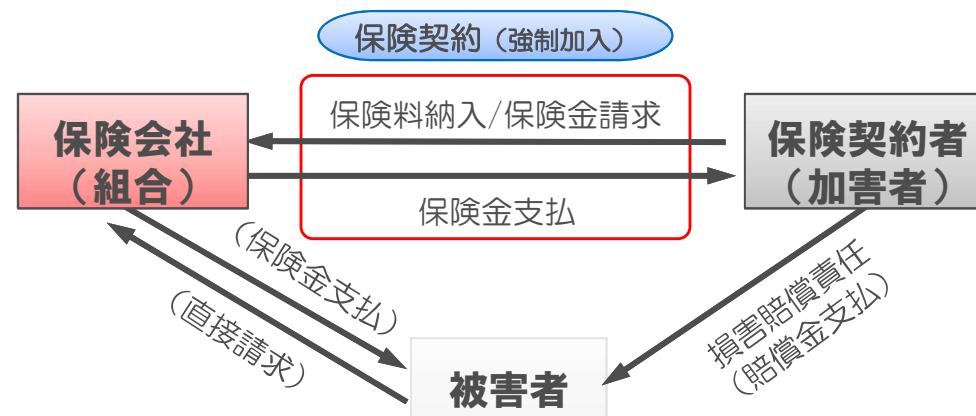
概要

1. 自動車損害賠償責任の明確化

- 被害者の保護を図るため、自動車事故の加害者（運行供用者）は、免責要件を立証しない限り損害賠償の責任を負うことを法律に明文化。
（民法上の不法行為の特例）

2. 自動車損害賠償責任保険への強制加入等

- 原付を含む自動車の所有者に対して、自動車損害賠償保障責任保険の契約の締結を義務付け。
※ 車検制度とリンクさせることで、強制保険を担保
- 被害者の保護及び賠償問題の迅速な解決の観点から、被害者から保険会社等に直接請求が可能。



保険金の限度額

死亡：3,000万円 後遺障害：4,000万円 傷害：120万円

3. 保険金の支払適正化

- 政府は、保険金に係る支払基準の策定、死亡・後遺障害等の重要事案の個別チェック、紛争処理機関の指定・指導監督等を通じて、保険会社等による保険金の支払を適正化。

4. 政府保障事業

- 自賠償保険への請求ができない、ひき逃げや無保険車による事故の被害者に対して、政府が加害者に代わって自賠償保険の保険金に相当する金額をてん補（支払）。（政府保障事業。政府は、被害者に支払ったてん補金を限度に加害者から回収）

5. 保険金だけでは救われない被害者の救済等

- 政府は、保険料由来の積立金運用益を活用し、保険金だけでは救われない重度後遺障害者に対する救済対策等を実施。

自動車損害賠償保障制度

損害賠償の円滑化

- 損害賠償の立証責任を
加害者に転換
(自賠法§3)



- 自賠責保険の加入を
義務付け (自賠法§5)
- ひき逃げ・無保険車に
よる事故の被害者に
対する政府による損害
のてん補 (自賠法§72)

被害者救済対策

- 重度後遺障害者への支援
- 事故の相談・解決
- 救急医療への支援
- 交通遺児への支援



自動車事故の防止

- 先進安全自動車
(ASV) の普及
- 運転者に対する運転
技術向上等に係る研修
- 自動車の安全性能評価
のための衝突試験等



自動車ユーザー全体で負担 (支え合い)



被害者の救済

重度後遺障害被害者への支援

○療護施設の設置・運営

他に受け入れる医療機関がない最重度の後遺障害者に対する専門的治療を実施



○介護料の支給

在宅ケアを行う家庭に対し、介護用品の購入等に充てる費用を支給

○訪問支援の実施

在宅ケアを行う家庭を訪問し、情報提供や悩みの聴取等により支援

○短期入院・入所協力事業の実施

在宅ケアを受けている重度後遺障害者が、短期間、病院へ入院又は障害者施設へ入所できるよう病院等の受入体制を整備

○在宅生活支援環境整備事業の実施

在宅重度後遺障害者が介護者なき後等にグループホーム等の障害者支援事業所へ入所し生活することができるよう事業所の受入体制を整備

○再生医療の実現に向けた取組

自動車事故被害者が再生医療を受けるための支援策を検討するための調査や、再生医療に関する研究の実施

事故の相談・解決

○(公財)日弁連交通事故相談センターによる法律相談

○救急医療機器整備事業

交通遺児への支援

○賠償金を基にした育成給付金の支給

○生活資金の無利子貸付 ○交通遺児の集いの開催



自動車事故の防止

○ASV(先進安全自動車)の普及

○運行管理の高度化に資する機器等普及、社内安全教育実施

○プロドライバー等に対する安全運転意識向上に係る教育等



○自動車アセスメント…実車を用いた衝突試験等の結果の公表により、車両の安全性能を向上



被害者支援と自動車事故防止を通して、安全・安心・快適な社会作りに貢献

安全指導業務

自動車事故を

防ぐ

- 指導講習
- 適性診断
- 安全マネジメント



被害者援護業務

自動車事故被害者を

支える

- 療護施設設置・運営
- 介護料支給
- 育成資金貸付



安全情報提供業務

自動車事故から

守る

- 自動車アセスメント



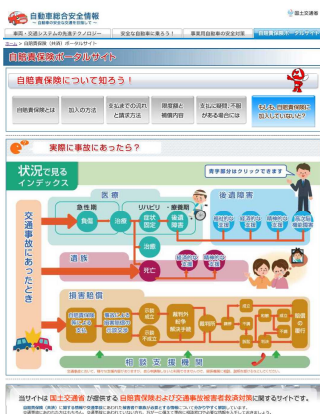
- 名称 独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA ナスバ)
- 目的 被害者の保護の増進、自動車事故の発生防止
- 設立 H15年10月～ (前身 自動車事故対策センター S48年～)
- 組織 本部 (東京)、全国に50支所、療護施設11カ所

概要

交通事故にあわれた被害者や家族に必要な情報をお届けするため、自賠責保険（共済）に関する情報や交通事故にあわれた被害者や家族が必要とする情報について分かりやすく解説した自賠責保険ポータルサイトや交通事故被害者向けのパンフレットを制作しているほか、独立行政法人自動車事故対策機構においてもHP等で情報発信を実施。

国土交通省における情報提供

■ 自賠責保険ポータルサイト



<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidoshajiko.html>

■ パンフレット「交通事故にあったときは」



あったときには

<http://www.mlit.go.jp/common/001186228.pdf>

NASVAにおける情報提供

■ NASVAホームページ

独立行政法人
自動車事故対策機構 <http://www.nasva.go.jp/>
National Agency for Automotive Safety and Victims' Aid

■ 介護者なき後への備え

在宅介護家庭の「介護者なき後」に備えるために必要な制度情報や施設情報を集約し、NASVA（ナスバ）情報提供ウェブサイトに掲載
※地域情報（受入施設・ショートステイ、相談窓口等）、財産管理に利用できる制度の紹介、準備が必要な事項 等

<http://www.nasva.go.jp/sasaeru/oyanakiato/index.html>

■ NASVA交通事故被害者ホットライン



自動車事故にあって相談先にお困りの方へ各種制度、相談窓口を電話で紹介いたします。

土・日・祝日・年末年始を除く9:00~12:00,13:00~17:00)

ご存知ですか？ ナスバ NASVA の被害者援護 自動車事故でお困りの方へ

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA：ナスバ）では、**自動車事故の被害にあわれた方々***を支援するため、以下の取り組みを進めています。是非ご利用ください。

在宅介護への支援 (介護料の支給等)



くわしい
内容はこちら

自動車事故により脳や脊髄などを損傷して介護を要する後遺障害を負われた方に**介護料を支給し、訪問して介護相談を行う**とともに、介護料受給者等の**交流会**を実施しています。

交通遺児等への 無利子貸付と「友の会」



くわしい
内容はこちら

自動車事故で保護者を亡くされた児童などに対する**生活資金の無利子貸付**のほか、**友の会**を運営し、家族参加型イベントの「**集い**」や、保護者の皆さんの**交流会**を実施しています。

脳損傷の治療と看護を行う NASVA 療護施設



くわしい
内容はこちら

自動車事故により脳を損傷し**重度意識障害**が継続する状態にある方を対象に、**適切な治療と看護**を行う専門の**NASVA 療護施設**（病院）を、全国10カ所で開催しています。

NASVA 交通事故被害者 ホットライン



※IP 電話からは03-6853-8002をご利用ください。

お話しをじっくりお聞きし、**お悩みの整理**をお手伝います。**ナスバの制度**の概要と最寄の支所等の連絡先、交通事故に関する**他の相談窓口**もご紹介しています。

* ご興味をもたれましたら、ホームページをご参照のほか、裏面の各支所にお気軽にお問い合わせください。
ナスバはあなたに寄り添い、ずっとあなたを支えます。

独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA: ナスバ) の介護料 支給資格認定フロー

支給対象となる人

- ◆自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事および排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方

自動車事故が原因

はい **いいえ**

自賠責保険等において
後遺障害等級が認定されている

はい (自賠責保険対象)

★自賠責施行令別表第一の
第1級1号、第1級2号
第2級1号、第2級2号
に認定されている

※平成14年3月31日以前(同別表改正以前)に事故にあわれた方は以下の最寄り支所までご確認下さい。

はい

いいえ

介護料の支給対象に
なりません

後遺障害認定通知書を
紛失した

はい

- ★と同程度の障害を受けたと認められる
- 事故後18ヶ月以上が経過し、症状が固定したと認められる

いいえ

介護料の支給対象に
なりません

後遺障害等級は
認定されていない

介護料を受給できる可能性があります。
詳しくは、以下の最寄り支所までお問い合わせください。

NASVA (ナスバ) 介護料支給のご案内

●支給額

その月の介護に要した費用として自己負担した額に応じ、支給資格の種別ごとに次の範囲内で支給します。
下限額に満たない場合には一律下限額を支給します。

支給資格種別	支給額 (月額)
特I種	(下限額)82,810円～(上限額)209,430円
I種	(下限額)70,790円～(上限額)165,150円
II種	(下限額)35,400円～(上限額) 82,580円

●支給制限

- ①次のような方は**支給対象者となりません**。
 - ・NASVA (ナスバ) 療護センター等へ入院している方。
 - ・他の法令に基づき施設に入所している方。
 - ・介護保険法、労災保険法など他の法令に基づき介護料相当の給付を受けている方等。
- ②次のような方は**支給が停止されます。(所得制限)**
 - ・主たる生計維持者の合計所得金額が年間1,000万円を超えている方。

※この他詳しい手続きやその他の支給できない条件等は、最寄りの支所までお問い合わせください。

独立行政法人 自動車事故対策機構

〒130-0013 墨田区錦糸 3-2-1 アルカイースト19F
TEL 03-5608-7560
【ホームページ】 <http://www.nasva.go.jp/index.html>

支所の連絡先

支所等	電話番号	支所等	電話番号
札幌主管支所	011-218-8155	三重支所	059-350-5188
函館支所	0138-88-1007	福井支所	0776-22-6006
釧路支所	0154-32-7021	大阪主管支所	06-6942-2804
旭川支所	0166-40-0111	京都支所	075-694-5878
仙台主管支所	022-204-9902	兵庫支所	078-271-7601
福島支所	024-522-6626	滋賀支所	077-585-8290
岩手支所	019-652-5101	奈良支所	0742-32-5671
青森支所	017-739-0551	和歌山支所	073-431-7337
山形支所	023-609-0500	広島主管支所	082-297-2255
秋田支所	018-863-5875	鳥取支所	0857-24-0802
新潟主管支所	025-283-1141	島根支所	0852-25-4880
長野支所	026-480-0521	岡山支所	086-232-7053
石川支所	076-239-3207	山口支所	083-924-5419
富山支所	076-421-1631	高松主管支所	087-851-6963
東京主管支所	03-3621-9941	徳島支所	088-631-7799
神奈川支所	045-471-7401	愛媛支所	089-960-0102
千葉支所	043-350-1730	高知支所	088-831-1817
埼玉支所	048-824-1945	福岡主管支所	092-451-7751
茨城支所	029-226-0591	佐賀支所	0952-29-9023
群馬支所	027-365-2770	長崎支所	095-821-8853
栃木支所	028-622-9001	熊本支所	096-322-5229
山梨支所	055-262-1088	大分支所	097-558-3155
名古屋主管支所	052-218-3017	宮崎支所	0985-53-5385
静岡支所	054-687-3421	鹿児島支所	099-225-0782
岐阜支所	058-263-5128	沖縄支所	098-916-4860

◎関係団体のご紹介

公益財団法人交通遺児等育成基金

1 交通遺児等育成基金とは

「交通遺児家庭の生活基盤の安定を図り、子供たちの将来を明るくものにしたい」という願いから、昭和55年（1980）年8月に国と民間団体の協力によって設立された公益財団法人で、交通遺児等の育成事業を行っています。

2 交通遺児育成基金事業

自動車事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入し、その拠出金に援助金を加えた育成給付金（非課税）を年金方式で給付する制度です。

3 交通遺児等支援事業

生計を支えていた方が自動車事故により死亡又は重度の障害を被り、そのため生計困難となった義務教育終了前の子がいる家庭への生活資金等を給付する制度です。

4 お問い合わせ先

（公財）交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5

海事センタービル7階

フリーダイヤル：0120-16-3611

TEL：03-5212-4511

FAX：03-5212-4512

E-mail：info1@kotsuiji.or.jp

URL：http://www.kotsuiji.or.jp/



交通遺児等生活資金貸付

1 貸付対象者

自動車事故により保護者が亡くられたり、重い後遺障害を残すこととなった家庭（生活困窮家庭）の中学校卒業までのお子様を対象となります。

2 貸付金額（無利息）

- 一時金（貸付時）…15万5千円
 - 貸付期間中、毎月…1万円又は2万円（選択制）
- ※このほか、小学校、中学校に入学されるお子様を対象に**入学支度金（4万4千円）**の貸付を行っています。（希望される方のみ対象となります。）

3 返還

原則として20年以内の月々均等払い。
（進学・病気等による猶予制度等あり。）

※返済いただいた返還金は、**他の交通遺児等へ貸し付けをするための貴重な原資**となります。

詳しくは、こちらをご覧ください。

（交通遺児等生活資金の無利子貸付と友の会HP）



『友の会』

自動車事故により保護者が亡くられたり、重い後遺障害を残すこととなった家庭の中学校卒業までのお子様であれば、入会することができます。

また、**会費等は一切不要**です。

活動内容

交通遺児等の家族同士の交流を深めるため、もの作り体験や1泊2日のキャンプ等を行っています。

- 写真、絵画や書道の**コンテストを毎年開催**！優秀作品には賞状と副賞を贈呈致します。



友の会の様子



コンテスト表彰式

交通事故のお悩みは、この番号へご連絡を！

NASVA

交通事故被害者ホットライン

☎0570-000738

すぐナスバ

受付時間9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

ホットラインの主な業務内容

○NASVAの業務案内

療護施設への入所、介護料受給資格、交通遺児等生活資金の貸付要件等のご案内をしています。

○他の相談窓口のご紹介

事故後の対応全般、保険の手続き、医療、過失割合、示談等について対応できる相談窓口を紹介しています。



「0570」はナビダイヤルの番号です。（固定電話からは通常より低額な3分約9円の通話料でご利用できます。）

IP電話をご利用の場合は、03-6853-8002（通話料金は通常の通話と同じ）にお電話ください。

●よくあるお問い合わせとご紹介先（例）

お悩みをじっくりお聞きした上で適切な窓口のご連絡先をご紹介します。

交通事故後の対応について相談に乗ってくれるところは？

最寄りの交通事故相談所（各自治体に設置の法律相談窓口）
（公財）日弁連交通事故相談センター などをご紹介します。

保険が適正に処理されているか不安なだけけど…。

（一社）損害保険協会そんぽADRセンター などをご紹介します。

今受けている治療は妥当なの？

最寄りの医療安全支援センター などをご紹介します。

立ち直れない、精神的なサポートを受けたいんだけど…。

最寄りの被害者支援センター などをご紹介します。

詳しくは、こちらをご覧ください。

（NASVA交通事故被害者ホットラインHP）



この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。
2019年（H31）3月版

—自動車事故の被害に遭われた方へ—



NASVAの交通事故被害者
援護制度をご存じですか。



遷延性意識障害の方のための
療護施設の設置・運営

重度の後遺障害をおわれた方への

介護料の支給

交通遺児等の方への

無利子の生活資金の貸付

を通じて交通事故被害者とそのご家族を支えています。

独立行政法人自動車事故対策機構

National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid

ナスバ

検索

東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト19階
電話 03-5608-7560（代表） FAX 03-5608-8610

遷延性意識障害者の方のための療護施設



NASVAでは、自動車事故により脳損傷を生じ、重度の意識障害が継続する状態にあり、治療と常時の介護を必要とする方に入院していただき、社会復帰の可能性を追求しながら適切な治療と看護を行う、重度後遺障害者（遷延性意識障害者）専門のNASVA療護センターを国内の4か所に、療護センターに準じた治療と看護を行う療護施設機能委託病床（NASVA委託病床）を国内の6か所に、設置・運営しています。

これらの療護施設への入院期間は概ね3年以内とし、入院の承認は、治療及び介護の必要性、脱却の可能性等を総合的に判断して行われます。

これらの療護施設では、高度先進医療機器（CT、MRI、PET等）を用いた検査情報を基に、個々の患者に合った効果的な治療、リハビリの方針を策定し、対応しています。

また、入院患者のわずかな意識の回復の兆しをもとらえることができるよう、ワンフロア病棟システム（一部委託病床ではモニタリングシステム）を取り入れて、集中的に看護できるようにするとともに、基本的には同じ看護師が一人の入院患者を継続して受け持つプライマリー・ナーシング

方式の看護体制を導入しています。その上で、日常生活を通じた多くの自然刺激を与え、細やかな配慮のもとに治療と看護を行っています。



入院申込み等ご相談は、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

NASVA療護センター



東北療護センター ベッド数 50床
業務開始：平成元年7月
運営委託：一般財団法人広南会（広南病院）
所在地：仙台市太白区長町南4-20-6
TEL：022-247-1171
URL：http://www.touhoku-ryougo.com/



千葉療護センター ベッド数 80床
業務開始：昭和59年2月
運営委託：医療法人社団誠善会（千葉中央メディカルセンター）
所在地：千葉市美浜区磯辺3-30-1
TEL：043-277-0061
URL：http://chiba-ryougo.jp/



中部療護センター ベッド数 50床
業務開始：平成13年7月
運営委託：社会医療法人厚生会（木沢記念病院）
所在地：美濃加茂市古井町下古井630
TEL：0574-24-2233
URL：http://chubu-ryougo.jp/



岡山療護センター ベッド数 50床
業務開始：平成6年2月
運営委託：社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 岡山済生会（岡山済生会総合病院）
所在地：岡山市北区西古松2-8-35
TEL：086-244-7041
URL：http://www.okaryougo.jp/

NASVA委託病床



中村記念病院（北海道） ベッド数 12床
業務開始：平成19年12月
所在地：札幌市中央区南1条西14
TEL：011-231-8555（内線460）
URL：http://www.nmh.or.jp/



湘南東部総合病院（神奈川県） ベッド数 12床
業務開始：平成28年5月
所在地：茅ヶ崎市西久保500番地
TEL：0467-83-9091
URL：http://www.fureai-g.or.jp/toubu/



金沢脳神経外科病院（石川） ベッド数 5床
業務開始：平成31年1月
所在地：野々市市郷町262-2
TEL：076-246-5600
URL：http://www.nouge.net/



藤田医科大学病院（愛知） ベッド数 5床
業務開始：平成30年1月
所在地：豊明市香掛町田楽ケ窪1-98
TEL：0562-93-2111
URL：http://www.fujita-hu.ac.jp/HOSPITAL1/



泉大津市立病院（大阪） ベッド数 16床
業務開始：平成25年1月
所在地：泉大津市下条町16-1
TEL：0725-20-6922
URL：http://www.hosp-ozu-osaka.jp/



聖マリア病院（福岡） ベッド数 20床
業務開始：平成19年12月
所在地：久留米市津福本町422
TEL：0942-35-3322（内線6001）
URL：http://www.st-mary-med.or.jp/



詳しくは、こちらをご覧ください。

介護料等の支給

自動車による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方に介護料を支給しています。

また、職員が介護料受給者のご家庭を訪問して情報を提供しご相談に応じる「訪問支援」を行っています。

1 支給対象者

特I種（最重度）

I種の該当者のうち、一定の要件に該当する方

I種（常時要介護）

自動車損害賠償保障法施行令（以下、「自賠法施行令」といいます。）別表第一第1級1号又は2号に認定されている方など*

II種（随時要介護）

自賠法施行令別表第一第2級1号又は2号に認定されている方など*

*同等の傷害を受けた方が対象となる場合があります（詳しくはHPを御覧下さい）

2 支給額（月額）

認定された種別毎に

特I種 82,810円～209,430円

I種 70,790円～165,150円

II種 35,400円～ 82,580円

〔対象となる費用〕

- ①訪問看護等在宅介護サービス
- ②介護用品の購入等（修理を含む）
- ③消耗品の購入



訪問支援



交流会

3 支給の制限

①次のような場合は支給できません。

- ・NASVA療護センター等に入院したとき。
- ・他法令に基づく施設に入所又は介護料相当の給付を受けたとき等。
- その他、支給できない条件がありますのでお問い合わせください。

②所得制限

- ・主たる生計維持者の合計所得金額が年間1,000万円を超えたときは支給できません。

4 短期入院・入所費用の助成

受給資格の認定を受けた方が、治療を受けるため病院・施設に短期間の入院・入所をした場合に介護料とは別に支給します。

年間45万円以内（年間45日以内）の範囲内で支給します。

〔対象となる費用〕

- ①入退院・入退所時における患者移送費として自己負担した額
- ②室料差額及び食事負担金として自己負担した額（1日1万円を上限）
- 治療費の自己負担分は対象外です。
- ③短期入院・入所利用時のヘルパー等の付添いに要した費用として自己負担した額

5 訪問支援、交流会

介護料受給者の精神的支援のため、直接自宅を訪問して、介護に関する相談や情報提供を実施しています。

また、同じ境遇にある各ご家庭の介護者等皆様が介護におけるお悩みを共有し、互いに情報交換していただけるよう、交流会を実施しています。

詳しくは、こちらをご覧ください。
（介護料の支給と訪問支援HP）

